

- 1 平成 31 年 9 月 30 日までの前金払については、第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、継続事業に係る契約の前金払については、第 34 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、「請負代金額の」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額（当該出来高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額が」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額が」と、第 35 条中「請負代金額」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額」読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。なお、読替後の第 34 条第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けている会計年度においては、第 37 条の規定による部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）を請求することができない。
- 2 前項の場合において、平成 31 年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第 40 条第 2 項中「前項」及び「同項」とあるのは「附則第 1 項」として同項を適用する。
- 3 第 1 項の場合において、平成 31 年度に平成 32 年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第 40 条第 3 項中「第 1 項の場合」とあるのは「附則第 1 項の場合」と、「同項」とあるのは「附則第 1 項」と、「前払金相当分」とあるのは「前払金相当分（当該前払金相当分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 4 平成 31 年 9 月 30 日までの部分払金の額の算定については、第 41 条第 2 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成 31 年度における請負代金相当額（平成 31 年度の出来高超過額を含む。ただし、当該出来高超過額について第 41 条第 1 項の規定による部分払の請求がないときは、当該出来高超過額を除く。）に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、「前会計年度までの出来高予定額」とあるのは「前会計年度までの出来高予定額（平成 31 年度の出来高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、「出来高超過額」とあるのは「出来高超過額（平成 31 年度の出来高超過額にあつては、出来高超過額（当該出来高超過額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。））」と、「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（平成 31 年度の出来高予定額にあつては、当該会計年度の出来高予定額（当該出来高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。））」として同項を適用する。
- 5 第 25 条第 1 項の規定による請求があつた場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同